

取引所為替証拠金取引説明書 (契約締結前交付書面)

(東京金融取引所)

2019年3月

株式会社フジトミ

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第1614号

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引(以下「取引所為替証拠金取引」といいます。)をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

1. 取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について……………	1
2. 取引所為替証拠金取引の仕組みについて……………	3
(1) 取引の方法……………	3
(2) 証拠金……………	3
(3) 決済時の金銭の授受……………	5
(4) 取引規制……………	5
(5) 税金の概要……………	6
3. 当社への取引の委託の手続きについて……………	7
4. 当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について……………	10
5. 取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語……………	12
<別表1>取引所為替証拠金取引の種類……………	14
<別表2>委託手数料一覧……………	16

本書面は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引(愛称を「くりっく365」、「くりっく365ラージ」といいます。)について説明します。

1. 取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

【価格変動リスク】

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

【金利変動リスク】

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

【流動性リスク】

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。

【システム等のリスク】

取引システムもしくは東京金融取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

【コンバージョンリスク】

取引所為替証拠金取引における、クロスカレンシー取引においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります。

【証拠金について】

証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、取引所が算定する証拠金基準額及び取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の取引所為替証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。

【ロスカットルールについて】

取引所為替証拠金取引では、お客様の取引口座を1分間隔でモニタリングし、取引口座の有効証拠金額が必要証拠金額に対して当社が別に定める基準を下回った場合、ロ

スカットが発動し、自動的に取引時間内の建玉の全部がお客様の計算において反対売買により決済されます。これらにより、お客様が預託された証拠金を上回る損失が生じる恐れがあります。

【スプレッドについて】

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

【手数料等その他諸費用等について】

注文が執行(成立)されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別表2(委託手数料一覧表)をご参照ください。

【関連法令諸規則及び税制の制定もしくは変更等について】

取引所為替証拠金取引に係る関係法令諸規則及び税制の制定もしくは変更等により、当社が提供する、取引所為替証拠金取引に関連するサービスの一部もしくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

■取引所為替証拠金取引の売買は、クーリング・オフの対象とはなりません。

取引所為替証拠金取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

※ 現時点においてのリスク等重要事項について記載致しましたが、これらがすべてであることを保証するものではありません。

2. 取引所為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所(以下「取引所」といいます。)における取引所為替証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則(取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じです。)に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

(1) 取引の方法

取引所においては、別表1(取引所為替証拠金取引の種類)に掲げる種類の取引所為替証拠金取引が取引されます。

それぞれの対日本円取引の対象通貨又はクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、別表1(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通(一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表1(取引所為替証拠金取引の種類)をご参照ください。)で、次のとおりです。

- ① 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- ② ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額(スワップポイント)が発生します。但し、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- ③ 建玉の決済は、転売・買戻しによることとし、その場合、お客様は先入先出法又は指定決済法のどちらかによる差金決済を選択することができます。
- ④ 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。
- ⑤ 付合せは、当社がお客様から受託した注文とマーケットメイカーが提示した呼び値との間で行われます。
- ⑥ 取引は全て差金決済で、現物の受渡し等は行いません。

(2) 証拠金

① 証拠金の計算方法

取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額、又は、想定元本金額にその時々々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうち、いずれか大きい方の円価額となります。

証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨の組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

② 証拠金の差入れ

お客様は、当社に取引所為替証拠金取引を委託する際に当社が定める額以上の額を発注証拠金として差入れる必要があります。

(注)他に建玉があるときは、次の③によります。

証拠金の差入れは、当社名義の取引所為替証拠金取引専用の金融機関口座へお客様が振込みを行う方法によります。なお、振込みに係る手数料は、お客様のご負担となります。

③ 証拠金の維持

お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額、もしくは、当社が、証拠金所要額を上回る額を別途定めている場合はその額が、差し入れている証拠金額を上回る場合には、当該差額以上の額を、当社が指定した日時までに、当社に差入れる必要があります。

④ 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

⑤ 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

⑥ 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額から当社に支払うべき金額を控除した額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

※出金時の振込み手数料は当社が負担いたします。

⑦ ロスカットの取扱い

当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額(値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。)が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。〔ロスカットルール〕といいます。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引する通貨の対象国の休日等により、一部の通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。

また、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから執行されるため、執行時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。さらに、このようなロスカットが予定どおり行われない場合もあり、お客様が預託された証拠金を上回る損失が生じる恐れがあります。

⑧ 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

お客様が当社から請求された証拠金を所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該取引所為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(お客様が取引所為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

⑨ 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金と区分されるとともに、取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。なお、お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、日証金信託銀行株式会社における特定金銭信託により、区分管理します。

⑩ 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所為替証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(3) 決済時の金銭の授受

取引所為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組み合わせごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「(2) 証拠金⑥ 証拠金の引き出し」に従って、現金の引き出しを行うことができます。

【対日本円取引の通貨の場合】

$\{(1\text{取引単位}^* \times \text{約定価格差(円)}) \times \text{取引数量}\} + \text{累積スワップポイント}$

※それぞれの通貨の取引単位は、別表1(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

(注)約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

【クロス取引の通貨の場合】

$\{(1\text{取引単位}^* \times \text{約定価格差(通貨単位)}) \times \text{取引数量} \times \text{円換算レート}\} + \{\text{累積スワップポイント(通貨単位)} \times \text{円換算レート}\}$

※それぞれの通貨の取引単位は、別表1(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

(注)ユーロ・米ドル(ラージ)につきましては、米ドル・円(ラージ)の当日清算価格で円通貨額を確定します。それ以外のクロス取引の通貨につきましては、決済がなされた取引日の対日本円取引(非ラージ)の当日清算価格で円通貨額を確定します。

(4) 取引規制

取引所が市場における秩序維持や公益又は投資家の保護のため必要があると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますので、ご注意ください。

- ① 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- ② 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- ③ 取引が停止又は中断されることがあります。
- ④ 取引時間が臨時に変更されることがあります。

(5) 税金の概要

【個人のお客様に対する課税】

取引所為替証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額及び配当相当額をいいます。以下、同じです。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%、復興特別所得税が所得税額0.315%*、となります。当該売買の損益については、差金等決済をした他の先物取引等の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間、繰越すことができます。

*復興特別所得税とは、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して0.315%)が追加課税されるものです。

【法人のお客様に対する課税】

取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

【支払調書】

当社は、お客様が取引所為替証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所(所在地)、氏名(法人名)、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

なお、税制については、関連法令又はその解釈等が将来変更される可能性があります。

3. 当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

① 本書面の交付を受ける

はじめに、当社から注意喚起文書が交付されます。取引所為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。以下同じです。)のリスクについて及び本取引についてのADR措置適用の有無について等を確認してください。

次に、取引約款、本書面等が交付されますので、本取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において本取引を行う旨の確認書をご提出ください。

② 取引所為替証拠金取引口座の設定

本取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所為替証拠金取引口座(以下「本口座」といいます。以下同じです。)の設定に関する約諾書を差し入れ、本口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただくか、もしくは、当社宛に郵送していただきます。なお、本口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となる等、当社の定める口座開設審査基準を満たさない場合には、本口座を開設することができないことがあります。

(2) 発注証拠金の差入れ

① 本取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に証拠金残高通知書・入出金明細書を交付します。

② 発注証拠金は、取引所の定める「証拠金基準額」と同額です。

※お振込みに係る手数料は、お客様のご負担となります。

(3) 委託注文の指示

本取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示するか、又は当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

- ① 委託する通貨組合せ
- ② 売付取引又は買付取引の別
- ③ 新規取引・決済取引の別(指定決済法の場合のみ)
- ④ 注文数量
- ⑤ 価格(指値、成行等)
- ⑥ 委託注文の有効期間
- ⑦ その他お客様の指示によることとされている事項(異なる注文方法の注文をセットで行う場合等)

(4) 建玉の保有又は決済の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして当該取引数量分を既存建玉から順番に減じる方法(先入先出法)又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより特定の建玉を減じる方法(建玉整理による指定決済法)若しくは注文の発注時に任意の対象玉を指定して減じる方法(指定決済法)を選択します。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

委託をした本取引が成立したときは、発注証拠金は取引所が計算する取引証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。(委託手数料は取引されるコースによって異なりますので、詳しくは別表2「委託手数料一覧表」をご参照ください。)

(8) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、委託手数料とともに徴収します。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は、毎月お客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(10) 電磁的方法による書面の交付

当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をいただく必要があります。

(11) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

- ① 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所為替証拠金取引口座を設定する。

② 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分等を受けた当社に対しその旨を指示する。
お客様が取引所の定める日時までに上記①又は②の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金は取引所に預託されておりますので、その範囲以内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

(12) 取引所に対する個人情報の提供について

当社は、お客様の同意に基づき、お客様の個人情報を取引所に開示することがあります。

① 個人情報の提供先(取引所)

商号： 株式会社東京金融取引所

所在地： 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング8階

② 提供される個人情報の内容

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号(取引ID)、銀行口座に関する情報

③ 提供された個人情報の利用目的

証拠金の管理・返還その他これらに関連する事項に必要な範囲で利用する。

(13) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに下記窓口までお問合せください。

【報告書等に関するお問い合わせ】

○管理部：03 - 4589 - 5530

受付時間：午前9時～午後5時(祝日、休日を除く月曜日～金曜日)

【取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等に関するお問い合わせ】

○企画営業部・オンライントレード部：0120 - 365 - 686(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日午前7時～土曜日午前6時

○大阪支店営業部：0120 - 365 - 605(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日午前7時～土曜日午前6時

4. 当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について

(1) 当社の概要

当社の概要は次のとおりです。

商号等：株式会社フジトミ

本店所在地：〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5

電話番号：03-4589-5500(代表)

設立年月日：1952年(昭和27年)11月11日

資本金：12億円(2019年2月28日現在)

登録等：第一種・第二種金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第1614号

商品先物取引業者 農林水産省指令28食産第3988号

経済産業省20161108商第10号

加入する協会：一般社団法人金融先物取引業協会

日本証券業協会

日本商品先物取引協会

指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

事業内容：当社は、金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者です。商品物取引業のほか、対面及びインターネットを利用した取引所為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引及びこれらに付随する一切の業務及び不動産賃貸業務及び宅地建物取引業務等を行っております。

沿革：昭和27年11月 北海道小樽市に、株式会社「丸一藤富商店」を設立

昭和37年11月 本社を札幌市に移転

昭和45年 2月 商号を「株式会社藤富」に変更

昭和61年11月 株式会社小林洋行が資本参加

平成 5年 4月 商号を「株式会社フジトミ」に変更

平成 5年 8月 本社を東京都新宿区に移転

平成12年10月 日本証券業協会に株式を店頭登録

平成16年12月 日本証券業協会の店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場(現、東京証券取引所JASDAQ市場)

平成21年10月 金融商品仲介業務を開始

平成23年12月 本社を東京都中央区日本橋蛸殻町に移転

平成27年11月 第一種金融商品取引業登録、金融商品媒介開始

平成28年 1月 東京金融取引所上場の取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引の取扱開始

平成28年11月 金融商品媒介業務の終了

○当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

○本 店 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5
受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(祝祭日は除く)
窓 口 : **コンプライアンス室**
受付方法 : 電話による受付 **0120-550-903**
 Eメールによる受付 **compliance@fujitomi.co.jp**

○金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブル解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

(注：FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません)

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号 第二証券会館
電 話 番 号 : 0120-64-5005
F A X : 03-3669-9833
U R L : <http://www.finmac.or.jp/>
受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く)

5. 取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。

・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

・買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・限日取引（げんにちとりひき）

取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。

・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

・先入先出法（さきいれさきだしほう）

同一の取引において、既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合の建玉を減じる方法の一つ。転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。

・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低価格、買いであれば最高価格）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・指定決済法（していけっさいほう）

同一の取引所為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後でお客様が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うこと又は注文の発注時に任意の対象玉を指定して建玉を減じる方法をいいます。

・証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・スワップポイント(すわっぷぼいんと)

取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

・清算価格(せいさんかかく)

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

・追加証拠金(ついかしょうきん)

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・付合せ時間帯(つけあわせじかんたい)

取引所為替証拠金取引は、取引所の定める時間帯に行います。

・転売(てんばい)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

・特定投資家(とくていとうしか)

取引所為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

・取引日(とりひきび)

取引所において、一営業日に開始されるプレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

・値洗い(ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替えする手続きをいいます。

・ヘッジ取引(へっじとりひき)

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場等で設定する取引をいいます。

・両建て(りょうだて)

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット(ろすかっと)

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー(ろーるおーばー)

取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

【別表1】取引所為替証拠金取引の種類

対日本円取引の対象通貨、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表のとおりです。

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
米ドル	10,000米ドル	0.005(50円)	翌々取引日
ユーロ	10,000ユーロ	0.005(50円)	翌々取引日
英ポンド	10,000英ポンド	0.01(100円)	翌々取引日
豪ドル	10,000豪ドル	0.005(50円)	翌々取引日
カナダドル	10,000カナダドル	0.01(100円)	翌々取引日
スイスフラン	10,000スイスフラン	0.01(100円)	翌々取引日
NZドル	10,000 NZドル	0.01(100円)	翌々取引日
トルコリラ	10,000トルコリラ	0.01(100円)	翌々取引日
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)	翌々取引日
南アフリカランド	100,000南アフリカランド	0.005(500円)	翌々取引日
ノルウェークローネ	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)	翌々取引日
香港ドル	100,000香港ドル	0.005(500円)	翌々取引日
スウェーデンクローナ	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)	翌々取引日
メキシコペソ	100,000メキシコペソ	0.005(500円)	翌々取引日
中国人民幣元	100,000中国人民幣元	0.001(100円)※ ²	7取引日後
インドルピー	100,000インドルピー	0.001(100円)※ ²	7取引日後
韓国ウォン	10,000,000韓国ウォン	0.001(100円)※ ¹ ※ ²	7取引日後
米ドル(ラージ)	100,000米ドル	0.001(100円)	翌々取引日
ユーロ(ラージ)	100,000ユーロ	0.001(100円)	翌々取引日
英ポンド(ラージ)	100,000英ポンド	0.001(100円)	翌々取引日
豪ドル(ラージ)	100,000豪ドル	0.001(100円)	翌々取引日

※¹ 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの呼び値となります。

※² 中国人民幣元、インドルピー及び韓国ウォンについては、当分の間上場を休止しています。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表のとおりです。

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
ユーロ・米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
英ポンド・米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
豪ドル・米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
NZドル・米ドル	10,000 NZドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
米ドル・カナダドル	10,000米ドル	0.0001(1カナダドル)	翌取引日
英ポンド・スイスフラン	10,000英ポンド	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
米ドル・スイスフラン	10,000米ドル	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・スイスフラン	10,000ユーロ	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・英ポンド	10,000ユーロ	0.0001(1英ポンド)	翌々取引日
英ポンド・豪ドル	10,000英ポンド	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・豪ドル	10,000ユーロ	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・米ドル(ラージ)	100,000ユーロ	0.0001(10米ドル)	翌々取引日

【別表2】

委託手数料一覧表

取引所	商品	取引コース	手数料/枚 (うち消費税)	日計り決済時 (うち消費税)
東京金融取引所	くりっく365	コンサルタント取引(対面取引)コース	片道 1,080円 (80円)	540円 (40円)
		コンサルタント取引(対面取引)オンライン併用コース	片道 1,080円 (80円)	540円 (40円)
		コンサルタント取引(対面取引)プレミアムコース ^{※1} ^{※2}	片道 756円 (56円)	378円 (28円)
		インターネットスタンダードコース	片道 0円 (0円)	0円 (0円)
		インターネットプレミアムコース	片道 810円 (60円)	405円 (30円)

取引所	商品	取引コース	手数料/枚 (うち消費税)	日計り決済時 (うち消費税)
東京金融取引所	くりっく365ラージ	コンサルタント取引(対面取引)コース	片道 10,800円 (800円)	5,400円 (400円)
		コンサルタント取引(対面取引)オンライン併用コース	片道 10,800円 (800円)	5,400円 (400円)
		コンサルタント取引(対面取引)プレミアムコース ^{※1} ^{※2}	片道 7,560円 (560円)	3,780円 (280円)
		インターネットスタンダードコース	片道 1,080円 (80円)	540円 (40円)
		インターネットプレミアムコース	片道 8,100円 (600円)	4,050円 (300円)

○上記手数料に対する消費税の税率が変更された場合、消費税相当額が変更される可能性があります。

○当社で定める委託手数料は、変更されることがあります。詳しくは、当社までお問い合わせください。

※1本コースを選択される場合は、別途要件がございますので、詳しくは担当営業員または弊社窓口までお問い合わせください。

※2オンラインを使用して、ご自身で注文の発注を行うことも出来ます。

【入金及び出金について】 出金時の振込み手数料は当社が負担いたしますが、証拠金等のご入金にかかる振込み手数料は、お客様負担とさせていただきます。

【別表2】 (2019年10月1日以降)

委託手数料一覧表

取引所	商品	取引コース	手数料/枚 (うち消費税)	日計り決済時 (うち消費税)
東京金融取引所	くりっく365	コンサルタント取引(対面取引)コース	片道 1,100円 (100円)	550円 (50円)
		コンサルタント取引(対面取引)オンライン併用コース	片道 1,100円 (100円)	550円 (50円)
		コンサルタント取引(対面取引)プレミアムコース※1 ※2	片道 770円 (70円)	385円 (35円)
		インターネットスタンダードコース	片道 0円 (0円)	0円 (0円)
		インターネットプレミアムコース	片道 825円 (75円)	412円 (37円)

取引所	商品	取引コース	手数料/枚 (うち消費税)	日計り決済時 (うち消費税)
東京金融取引所	くりっく365ラージ	コンサルタント取引(対面取引)コース	片道 11,000円 (1,000円)	5,500円 (500円)
		コンサルタント取引(対面取引)オンライン併用コース	片道 11,000円 (1,000円)	5,500円 (500円)
		コンサルタント取引(対面取引)プレミアムコース※1 ※2	片道 7,700円 (700円)	3,850円 (350円)
		インターネットスタンダードコース	片道 1,100円 (100円)	550円 (50円)
		インターネットプレミアムコース	片道 8,250円 (750円)	4,125円 (375円)

○上記手数料に対する消費税の税率が変更された場合、消費税相当額が変更される可能性があります。

○当社で定める委託手数料は、変更されることがあります。詳しくは、当社までお問い合わせください。

※1本コースを選択される場合は、別途要件がございますので、詳しくは担当営業員または弊社窓口までお問い合わせください。

※2オンラインを使用して、ご自身で注文の発注を行うことも出来ます。

【入金及び出金について】 出金時の振込み手数料は当社が負担いたしますが、証拠金等のご入金にかかる振込み手数料は、お客様負担とさせていただきます。